

法務省政策評価有識者会議（第78回）議事要旨

1. 日 時

令和8年1月6日（火）～2月25日（水）

2. 場 所

持ち回り開催による

3. 出席者

<法務省政策評価有識者会議構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
石 谷 匡 希	株式会社いしたに製作所代表取締役
井 上 東	公認会計士
猪 熊 律 子	読売新聞東京本社編集委員室
(座長) 小 川 恵 司	弁護士
堀 田 聰 子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部特任教授
横 田 響 子	株式会社コラボ代表取締役

4. 議 題

- (1) 令和8年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について
- (2) 規制の事前評価書（案）について
- (3) 規制の事後評価書（案）について

5. 概 要

議題(1)ないし(3)について、各委員から意見を聴取した。

6. 主な意見・指摘等

各委員からの質問・意見については、別添のとおり。

令和8年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)に対する質問・意見

No.	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	朝日委員	p.50 課題「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり	課題として左記が新たに加わったことに対応して、現状の活動や指標で捕捉できる内容か、または追加の検討はあったのでしょうか。また評価コスト低減の観点も含め、たとえば「ビジネスと人権」に関する行動計画の指標活用などの有無や適否に関するお考えはいかがでしょうか。	御質問ありがとうございます。 御質問を踏まえ、改めて検討し、「人権啓発」に係る指標の一つとして、「5つの優先分野における指標」に掲載しております。「Myじんけん宣言」の企業・団体の宣言者数及び個人の宣言者数を追加したいと思います。なお、「5つの優先分野における指標」に掲載しております、上記以外の人権啓発や人権相談、人権侵害の予防及び被害の救済に係る指標につきましては、現状の活動や指標で補足できるものと考えております。
2	小川委員	自由かつ公正な社会の実現に向けた取組のうち、活動→活動領域の拡大に向けた環境整備	○法曹有資格者による支援の中に、国際機関も入れたほうが良いと思いました。	該当部分に記載している分野につきましては、「平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定」の「法曹有資格者の活動領域の在り方」に係る記述に基づいた記載となっております。 当省といたしましても、近年、委員御指摘の「国際機関」や、学校、法律相談といった様々な分野に法曹有資格者の活躍の場が広がっていることは承知しているところであり、『…福祉等分野「等」の「等」には記載されている分野に限らず、委員御指摘の国際機関を含む様々な分野が含まれております。今後、委員御指摘の点も踏まえ、法曹有資格者による様々な分野への進出を支援する取組を継続して進めてまいります。
3	宮園委員	32頁。①刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会開催数	調査検討会の年間開催数は決まっているのでは？	毎年、法務省と委員との調整を経て次年度の開催日及び開催数を決めています。
4	宮園委員	33頁調査検討会からの意見等への対応状況(施設運営への反映状況の把握)	これほどのように示されるのでしょうか？	調査検討会からの意見等は、矯正局において、当該案件の関係施設に伝達し、関係施設が意見等を受けて実施した対応等を調査検討会委員にフィードバックすることとしています。
5	宮園委員	31頁統計データの分析結果を踏まえた施設への指導状況	これほどのように評価されるのでしょうか？	施設運営統計データについては、不適正処遇等の前兆が見られる可能性があるため、現在、当該データの収集を行いつつ、検証・研究を行っているところです。例えば、懲罰件数が急増しているなど、施設の運営状況の変化を捉えて、上級官庁が原因を確認し、必要に応じて指導等を行うこととし、その確認件数等を集計することで、全体的な指導状況等を評価することとしています。 なお、不適正処遇が発生しなかったことが、当該データを用いた指導等の結果であるという検証は困難であるため、定性評価ではなく、定量評価の方法で行うこととしています。
6	宮園委員	37頁	仮釈放者の男女別の数字を掲載することになったのはとてもよいと思います。	
7	宮園委員	自立準備ホームの受入れ人員	受け入れ人員の男女別があるのが望ましい。合わせて自立準備ホームの数(できれば男女別)も必要ではないでしょうか？	自立準備ホームは、NPO法人や社会福祉法人などがあらかじめ保護観察所に登録し、その法人の特長を生かしながら刑務所出所者等を受け入れているものであり、更生保護施設同様、委託実人員等についてとりわけ性別の差異のみに着目する意義が乏しいため、男女別の統計を掲載しておりません。 なお、自立準備ホームにおける受入状況については、「矯正施設収容中の生活環境の調整等」のアウトプット「受刑者等の状況の的確な把握し、釈放後の住居や就労先、必要な支援等に関する調整を行う」の指標であるところ、自立準備ホームの登録事業者数の拡大は矯正施設収容中の生活環境の調整等の成果とはいいがたく、必ずしも登録事業者数が増えれば受入が増えるというものでもないことから掲載しておりません。
8	宮園委員	39頁 地域における理解・協力の確保	https://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-houseido/2-3.html のような調査を経年比較で実施するべきではないでしょうか	委員御指摘のとおり、令和7年11月にも「更生保護制度に関する世論調査」を実施したところです。世論調査については、確実に定期に実施できるわけではないものの、引き続き適時に調査を実施し、経年的な比較も含め施策の検討に活用してまいりたいと考えております。 (参考) https://survey.gov-online.go.jp/public_safety/202512/hutai/r07/r07-kouseihogo/
9	横田委員	P13 施策2 定性 情報提供の工夫	出前授業のコンテンツをHP上で活用するなど、コンテンツの有効活用はなされているのでしょうか？ 定量的な指標を設ける予定は？	司法法制部の職員が実施する出前授業においては、依頼者の要望に応じ、法務省作成の教材や動画等のコンテンツを一部取り入れた資料を使用するなどして授業を実施しており、この資料そのものをHP上で公開することはしていませんが、資料に使用している教材等のコンテンツをHP上でも公開し、教員の方々に使用していただけるようにしております。 一方、司法法制部以外の職員が行う出前授業においては、各局部署等から半期ごとに「出前授業の実施状況(件数等)」の報告を受けてはいるものの、詳細な授業内容や出前授業で使用した資料やコンテンツ等の公開状況については把握しておりません。 定量的な指標を設けることについて、現時点で具体的な予定はありませんが、その必要性やそもそもの情報提供の在り方等について、今後検討して参りたいと考えています。

No.	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
10	横田委員	P13 施策2 アウトカム 出前授業	アウトプットとアウトカムの関係を考えて、出前授業はSNSやHPなどを通じた実施に限定をした数値が望ましいと考えますがいかがでしょうか？	出前授業の実施回数及び出前授業に参加した人数は、学校等からの出前授業の実施要請の数等を反映しているものであることから、アウトカムである「法に関する国民の興味・関心」を図る指標として、重要な指標と考えております。 また、出前授業は、学校の自主的な依頼や関係機関からの紹介などに応じ、オフライン・オンラインを問わず実施されており、SNSやホームページなどを通じた数値に限定してしまうと、「法に関する国民の興味・関心の向上」がどの程度達成されているかについて、全体を適切に把握できなくなる可能性があることから、その実施方法等を限定せず、指標を定義してまいります。 一方で、委員ご指摘のとおり、アウトカムの指標としてどのようなものを設けるべきかについては重要な点であり、今後検討して参りたいと考えています。
11	横田委員	P21、22、25 アンケート結果で定性となるもの	アンケート結果は、定性評価のみでしょうか？定量的アウトカムも含まれるのであれば、定量・定性の併記が望ましいと考えます。また研修・イベント実施前後の変化など、アウトカムとして参考となる数値があれば望ましい。	御意見をいただきありがとうございます。 P21については、司法修習生や実務家を対象とした専門的な研修等の成果として、国際仲裁に携わるために必要な素養を身に着けたか等を定量的に図ることは困難であり、定量指標になじまないため、定性指標のみを設定しています。 P22については、国内外の企業・法律実務家等に対するイベント実施の成果として、我が国の国際仲裁に対する信頼が醸成されたことを定量的に測ることは困難であり、定量指標になじまないため、定性指標のみを設定しています。 また、アンケートにおいては、研修のプログラムや内容について「研修員の声」という形で定性評価の項目を設け、その回答結果を当局において定性・定量評価をしています。 今後とも、アンケート結果等を踏まえて充実した研修にすべく、不断の検討を行ってまいります。
12	横田委員	P37 薬物再乱用防止プログラム	女性の対象者数を特別取り上げている背景をご教示ください。目的次第ですが、男女それぞれを確認することも含めて検討をいただきたい。	性犯罪再犯防止プログラムは実施対象者を男性としていること、また、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムは女性の受講開始人員が一桁と僅少であったことから、薬物再乱用防止プログラムのみ女性の受講開始人員に係る項目を設けることとしておりました。いただいた御意見を踏まえ、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムそれぞれについて、男女別の受講開始人員を掲載することといたします。
13	横田委員	P39 年齢	保護司の高齢化が課題となっている為、平均年齢に加え、60歳以下(仮)割合なども検討してはいかがでしょうか？	委員御指摘を踏まえ、保護司の高齢化は全国的に課題となっているため、平均年齢のみならず、60歳以下の割合など、年齢構成をより具体的に把握する指標を設けることについて、検討させていただきます。

規制の事前評価書(案)に対する質問・意見

No.	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	朝日委員	p.1<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>	船舶経由で発生している当該の事案の頻度・件数・その他の入国経路に対する割合などの規模感について教えてください。	航空機や船舶で我が国に入国し、その後、上陸申請に及んだものの、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合しないものとして、我が国に上陸することを拒否され、退去命令を受けた外国人の数は、2024年の数値で7,220件(出入国管理統計)に及びます。 退去命令件数を港別に見ると、空港が7,175件(全体の約99.4%)、海港が45件(全体の約0.6%)です(注)。 (注)2024年の外国人入国者数(船舶観光上陸許可者等の特例上陸許可者数は含まない。)は36,779,964人であるところ、港別では空港が36,217,962人(全体の約98.5%)、海港は562,002人(全体の約1.5%)です。
2	朝日委員	p.2-3 <遵守費用>・運送業者によっては、システムの設定変更等の費用が発生する可能性がある。	1)個人情報の保護など一連の制度運用がなされると思われませんが、運送業者の規模によってそれらへの制度・システム対応の負担のインパクトが異なるようにも思います。このことに関する意見聴取の有無、されているようであればその内容について教えてください。 2)運用について、港湾管理者や事業者の対応事項はありますか。もし利害関係者に該当するようでしたら、これについても意見聴取の有無と内容について教えてください。	(1) 本件規制の事前評価の対象である報告義務や運送禁止義務について、航空及び船舶関係の業界団体に対して説明会を実施し、意見を聴取しました。頂戴した御意見を踏まえ、特に船舶関係の業界団体と報告の具体的方法などの運用面について引き続き協議することとしております。 (2) 港湾管理者の対応事項はありませんが、上記のとおり、運送業者は報告義務や運送禁止義務を履行する必要があります。
3	朝日委員	p3 効果(課題の解消・予防)の把握	背景として、p1に「一旦本邦に入ってしまった以上、当該外国人を送還するためには多大な労力と経費を要することとなり、公正な出入国管理に大きな支障が生ずる」とありますので、従来業務の負担軽減・回避費用も効果の一環かと思われます。この点に関する定量的な見込みの試算など可能であれば教えてください。	本件規制の事前評価の対象である報告義務や運送禁止義務を創設することにより、我が国にとって好ましくない外国人の入国を阻止し、我が国にとって好ましくない外国人の送還等に係る業務負担や費用の削減が期待されます。 もっとも、当該義務を課すことにより削減される送還等に係る業務の負担や費用を定量的にお示しすることは困難です。
4	横田委員	規制の事前評価書(案)	我が国にとって好ましくない外国人とは、明確な定義や例示がされているのでしょうか？また意見聴取を行った対象・数について差支えない範囲でご教示ください。	我が国にとって好ましくない外国人の類型としては、 ・テロリスト ・不法残留を企図する者 ・不法就労を企図する者 などを想定しております。 本件規制の事前評価の対象である、報告義務や運送禁止義務について意見聴取を行った団体の対象及び数については、 ・航空関係の業界団体 4団体 ・船舶関係の業界団体 3団体 です。

規制の事後評価書(案)に対する質問・意見

No.	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	朝日委員	p.4考察「承認取消し件数について本件規制緩和後は0件であり、本件規制緩和によって外国法事務弁護士の質の低下につながったとは言えず」	承認取り消し件数は、外国法事務弁護士の質の低下を判断する指標として最低限の基準であり、緩和前の3年の趣旨により近い評価情報が必要にも思われま す。その趣旨での指標や定性的な情報の可能性はないのでしょうか。事前評価で 定められた指標での判断ということではありますが、指標の適切さに関してなされ た議論も含めて教えていただけますでしょうか。	事前評価で指標を設定した際の議論につきまして、当時の資料を確認しましたが、議論内容がわかるような資料は確認できませんでした。今回、承認取消し件数を評価指標とした理由は、外国法事務弁護士の承認審査においては、最低限の質を確保するという観点から法令で定められた基準を満たしているかを審査しているため、その質の評価指標としても承認の取消し件数が適切ではないかと考え設定したものと思われ ます。 なお、平成15年から平成17年までの間、「外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増加させる」という政策目標を設定していた際、その評価指標として、承認取消し件数を設定しておりました。この評価指標について、当時、承認取消しには至らずとも日本弁護士連合会による懲戒処分を受けている場合もあるのではないかと御指摘をいただき、外国法事務弁護士が懲戒処分を受けた例が少なかったことや、日本弁護士連合会による懲戒処分は法務省として設定している最低限の基準とは別の視点からの処分もあり得ることを御説明し、承認取消し件数の設定を維持してきたという経緯がございます。 今般、改めて評価指標についての御指摘をいただきましたことを踏まえ、質の判断のために適切な指標がないか、検討してまいります。